



通い放題の脱毛エステ 中途解約に注意

事例

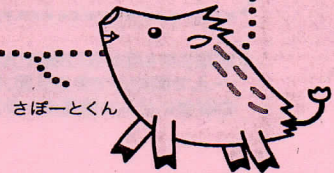
2年間通い放題の脱毛エステを約20万円で契約した。その後、中途解約したいと申し出たら「この契約は5回のプランでそれ以降は無料のアフターサービスとして提供している。5回を消費しているので解約しても返金はない」と言われた。契約期間は2年間のはずなのにおかしいのではないか。(当事者：学生 男性)



©Kurosaki Gen

.....ひ と こ と ア ド バ イ ス.....

- 脱毛エステの長期間にわたる契約の場合、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討しましょう。
- 通い放題コースの場合「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多くあります。全体の施術可能期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。
- 中途解約して返金がされる期限や1回の施術にかかる料金も確認しましょう。契約前には、施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。
- 不安なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

柏市消費生活センター — 柏市消費生活コーディネーター —

相談専用電話 7164-4100

柏市柏下73番地 中央体育館管理棟1階
 ○月～金曜日 午前9時～午後4時30分
 ○毎月第3土曜日 午前9時～午後4時30分※
 ※電話相談のみ
 ○祝日・年末年始を除く

各ふるさと協議会の推薦で市長の委嘱を受け、消費者啓発活動をしています。何かございましたら声をおかけください。

<メモ>